

令和 7 年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書
令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書
概要説明

令和 8 年 10 月

三 重 県 監 査 委 員

令和 7 年度三重県公営企業会計（病院事業庁） 決算審査意見書 概要説明

令和 7 年度の病院事業庁関係の決算審査につきましては、去る 9 月 3 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、病院事業庁が経営する令和 7 年度三重県病院事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算諸表が、地方公営企業法その他関係法令に則り、三重県病院事業庁会計規程及び会計事務手続等の諸規程に基づき適正に作成されているか
- (2) 決算の計数は正確であるか
- (3) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (4) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (5) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、「第 1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に行われていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2 頁）

(1) 令和 7 年度決算と中期経営計画の推進について

（意見書 2 頁）

令和 7 年度病院事業会計については、経営改善取組等により医業収益が増加しました。また、一般会計からの繰入金の増及び賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の交付等により医業外収益が増加しました。一方、委託費等の経費、給与費及び医療材料費の増等により医業費用が増加しました。この結果、経常損益は前年度に比べ約 4 億 2, 113 万円改善しましたが、約 1 億 222 万円の赤字となりました。

なお、累積欠損金は、前年度より増加し、約 50 億 2, 516 万円となりました。

「三重県病院事業 中期経営計画（令和 6 年度から 9 年度）」に係る成果目標の達成状況において、看護師充足率は目標値を達成していますが、医師充足率は改善傾向にあるものの一部の病院で目標値には至っていません。また、患者数に係る目標については、その多くが未達成となっています。

経常収支比率については前年度と比べて改善が見られましたが、補助金等の医業外収益の増加によるところが大きく、人件費や物価上昇が継続していることから、今後も医業収支に与える影響が懸念されます。

厳しさを増す経営環境の中、県民の求める医療を着実に推進するとともに医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、医師及び看護師等医療従事者の確保と定着に取り組み、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど、中期経営計画に定めた目標を達成するための取組を推進し、健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、次期中期経営計画の策定にあたっては、現状の経営環境や実績を十分に分析・検証するとともに、将来の医療需要を見据えた上で、より実効性の高い目標設定を行われたい、と意見しています。

ア こころの医療センター（意見書 5頁）

経営改善プロジェクトの取組等により、医業収益が約 4,753 万円増加しました。また、一般会計からの繰入金の増や物価上昇に対する補助金等により医業外収益が約 4 億 718 万円増加しました。一方、経費及び給与費の増等に伴い医業費用が約 8,022 万円増加しました。この結果、経常損益は前年度に比べ約 3 億 7,446 万円改善しましたが、約 1 億 9,678 万円の経常損失となり 3 年連続の赤字となりました。

患者数について、外来患者数は初診枠拡大等の取組を受けて増加している一方、入院患者数は「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性や近年における薬の効能向上により減少が見込まれるほか、人件費や物価上昇が継続していることから、今後の収支の悪化が懸念されます。そのため、今後も引き続き経営改善プロジェクトを中心に、医業収益の確保や医業費用の削減等、一層の経営改善に努められたい、と意見しています。

県民の求める医療を着実に提供できるよう医師確保のため大学等への派遣要請を継続するとともに、精神保健指定医の資格取得や研究・研修への支援、認定看護師の資格取得を進めるなどキャリア形成等の面からも魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保と定着を図られたい、と意見しています。また、良質な医療サービスの提供や療養環境の充実により患者満足度の向上に努められたい、と意見しています。

また、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、アルコール等依存症治療、若年層への支援と早期介入・早期予防等の専門的医療を提供しながら、地域生活支援等の役割を担い、地域の医療機関と連携した取組を進めるとともに、災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たされたい、と意見しています。

イ 一志病院（意見書 5頁）

地域包括ケア病床の活用による入院単価の上昇及び医師数の増加や整形外科の診療枠拡大による患者数増等により医業

収益は約 1,372 万円増加しました。また、物価上昇に対する補助金等により医業外収益が約 2,731 万円増加しました。一方、経費及び給与費の増等に伴い医業費用が約 350 万円増加しました。この結果、経常損益は、前年度に比べ約 3,483 万円改善し、約 8,931 万円の経常利益となり 13 年連続の黒字となりました。

県立病院としての役割を果たしていくことができるよう、プライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供するとともに、総合診療を担う医療人材の育成拠点となるよう引き続き取り組まれない、と意見しています。

また、今後も積極的な地域包括ケア病床の活用や訪問診療等の在宅療養支援の充実に加えて、オンライン診療の実施、住民健診等の予防医療の取組等、人口減少・高齢化社会のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい、と意見しています。

ウ 志摩病院（意見書 6 頁）

指定管理者制度により運営され、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいますが、医師の在籍数は減少傾向にあります。また、回復傾向にあった入院患者数が前年度比約 6.1%の減少に転じ、外来患者数とともに前年度を下回っています。

第 2 期指定管理期間（令和 4 年度から 13 年度）に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めているほか、地域の中核病院としての診療機能を維持・確保するため、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科について、県の地域医療確保交付金制度により支援することとしています。

引き続き基本協定書に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実に取り組むとともに、へき地医療拠点病院及び災害拠点病院等の政策的

医療を提供することで県立病院の役割を果たされたい、と意見しています。また、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科への支援等を行うことにより、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい、と意見しています。

(2) 未収金の回収と発生防止について（意見書 6 頁）

令和 7 年度末における病院事業庁全体の過年度未収金は、前年度に比べて約 7 万円増加し約 4,897 万円となっています。その内訳は、診療費自己負担金約 4,678 万円、業務委託に係る契約違約金等約 219 万円です。

診療費自己負担金については、引き続き電話督促、催告書の送付、臨戸訪問等を行うとともに、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより前年度に比べて約 34 万円増加し約 333 万円の過年度未収金を回収しています。また、未収金の新規発生額は、高額療養制度等の各種福祉制度の申請支援やクレジットカードによる収納等に取り組んでおり、前年度に比べて約 220 万円減少し新たな未収金が約 189 万円となっています。

今後も、過年度未収金の早期回収に取り組むとともに、引き続き新たな未収金の発生防止に取り組まれない、と意見しています。

なお、契約違約金等については、法的手続きに従って適切に債権処理を行われたい、と意見しています。

(3) 不適切事案の再発防止について（意見書 7 頁）

コンプライアンスに関して、これまでも所属内でミーティングを行うなど啓発に向けた取組が行われているところでありましたが、令和 7 年度においては、職員が飲酒運転により懲戒免職となった事案が発生しました。そのため、今後の再発を防止すべく、より実効性のある取組に努められたい、と意見しています。

令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書 概要説明

令和 7 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 3 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、病院事業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

知事から審査に付された令和 7 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並びに添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していないことを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 7 年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書及び令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。